

## 本日の会議に付した事件

令和4年第4回山元町議会定例会（第5日目）

令和4年12月9日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 9号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 3 議案第 55号 山元町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 56号 山元町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 57号 山元町職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 日程第 6 議案第 58号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（定年延長分）
- 日程第 7 議案第 59号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 60号 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 61号 山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 62号 山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 63号 山元町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 12 議案第 64号 山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第 13 議案第 65号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 66号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 67号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第 16 議案第 68号 山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 17 議案第 69号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事院勧告分）
- 日程第 18 議案第 70号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例（人事院勧告分）
- 日程第 19 議案第 71号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を改正する条例（人事院勧告分）
- 日程第 20 議案第 72号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 21 議案第 73号 令和4年度 建設購1号 排水ポンプ車両購入事業に係る物品購入契  
約の締結について
- 日程第 22 議案第 74号 令和4年度 山元町町民体育館災害復旧工事請負契約の変更について
- 日程第 23 議案第 75号 令和4年度山元町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 24 議案第 76号 令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 25 議案第 77号 令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 26 議案第 78号 令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 27 議案第 79号 令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第28 議案第51号 山元町個人情報の保護に関する法律施行条例（委員長報告）  
日程第29 議案第52号 山元町情報公開・個人情報保護審査会条例（委員長報告）  
日程第30 議案第53号 山元町まち・ひと・しごと創生推進基金条例（委員長報告）  
日程第31 委発第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書について  
日程第32 閉会中の継続調査申し出について  
日程第33 議員派遣の件  
日程第34 委員会審査期限延期の件
- 

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番渡邊千恵美君、6番高橋真理子君を指名します。

---

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

議長諸報告を終わります。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第2．報告第9号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課機能保全班長（由利真人君）はい、議長。それでは、報告第9号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

配布資料No.1を、議案の概要をお手元にご用意願います。

初めに、提案理由でございますが、漁機請1号 磯浜漁港東防波堤・ー2.0m物揚場補修工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

1、契約の目的につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2の契約金額であります。現契約額5,218万4,000円に対し174万2,400円を増額し5,392万6,400円に変更したものであり、3.34パーセントの増となります。

次に、3、契約の相手方及び4、工事の場所につきましては、記載のとおりでございます。

5、工事の変更内容であります。現契約、腐食対策工事における東防波堤箇所においてペトラタム被覆工171平方メートルに対し178平方メートルへと7平方メートルの増としたものでございます。

6の工期につきましては、記載のとおり変更ございません。

7の変更理由であります。本工事につきましては、令和2年度の調査設計に基づき

工事を施工してまいりましたが、防食対策工事において、その後の経年変化により、隣接箇所の鋼管に腐食による浮きさびなどの増破箇所が新たに確認されたことから、ペト  
ロラタム被覆工の数量を、今回、増工したものであります。

8の議決経緯であります。記載のとおりであります。

以上が報告第9号の説明となります。

---

議長（岩佐哲也君）報告第9号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第3. 議案第55号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第55号山元町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.6、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、近年、町に対する行政ニーズが多様化している現状から、公文書の公開を請求できる者の対象範囲を拡大し、行政運営のより一層の透明化、開かれた町政等を推進するため提案するものでございます。

1の改正内容につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条に基づき条例の一部改正を行うもので、第5条に規定のある情報の公開請求できる者について、現行では、「町内に住所を有する者」「町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体」「町内に存する事務所又は事業所に勤務する者」「利害関係を有する者」として制限を設けておりましたが、これを「何人も」に改め、公開の請求をできる者の範囲を広げるものでございます。

2の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

以上、議案第55号の説明となります。よろしくお願いいたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第55号山元町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第4．議案第56号から日程第16．議案第68号の13件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第56号から議案第68号までは、地方公務員法の一部を改正する法律に伴う条例改正でありますので併せてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.7、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、各議案とも地方公務員法の一部を改正する法律の施行により新たな人事制度が令和5年4月1日より開始されることに伴い、関係する条例の改正を行うため、提案するものとしております。

1の改正内容につきましては、新たな人事制度として大きく5点ございます。

1つ目は、職員定年退職年齢の引上げです。現在60歳の定年退職年齢が段階的に65歳に引上げとなります。

2つ目は、60歳から引き上げられた定年退職年齢までの間の給料月額が7割に引下げとなります。

3つ目は、役職定年制の導入です。60歳から引き上げられた定年退職年齢までの間は、管理職から外れることとなります。

4つ目は、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例です。現在は、60歳以降65歳までの間、再任用として勤務することができますが、定年退職年齢が段階的に引き上げられることから、再任用の期間も併せて短縮され、退職年齢が65歳となった際に再任用制度が廃止となります。段階的に退職年齢が引き上げられる期間は、暫定再任用の特例期間となります。

最後に、5つ目として、定年前再任用短時間勤務職の採用です。60歳に達した日以後に、定年前に退職した職員を本人の希望により定年前再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を規定するものです。

2の関係条例を議案順に説明いたします。

議案第56号山元町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、主な改正内容として4点ございます。

1つ目が、定年退職年齢を現在60歳から65歳に引き上げるものです。

2つ目が、管理監督職員の上限年齢を60歳とする役職定年制の導入でございます。管理監督職を降任することとなります。

3つ目が、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、その職員の受ける俸給月額に7割を乗じて得た額で支給となります。

4つ目が、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人の希望により定年前再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を規定するものです。

次に、議案第57号山元町職員の再任用に関する条例を廃止する条例については、本条例を廃止するものです。

定年退職年齢が段階的に引き上げられ65歳となることから、再任用制度については暫定再任用の特例期間が設けられ、定年退職年齢が65歳となった時点で廃止となります。

次に、議案第58号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、主な改正内容が3点ございます。

1つ目が、55歳を超える職員、労務職は57歳となります、昇給停止でございます。

2つ目は、法施行に伴う適用条項の変更や文言の置き換えとなります。

3つ目が、60歳からの給与水準7割における適用日、算定方法について規定するものです。

以上の議案第56号から議案第58号までの3本の条例が職員定年退職年齢の引上げに関する主な条例改正となります。

裏面をお願いいたします。

議案第59号以降は、特殊な例を規定するもの、または、法改正に伴い生じた条項のずれを改めるもの、用語の改正となります。

最初に、議案第59号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、分限処分により降給となる種類について、本制度による降給の条項を規定するもの。また、降格の事由についても本制度による降任の条項を規定するもので、分限処分という特殊なケースの場合でございます。

議案第60号職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する条例については、懲戒処分により減給されている職員が降給となり、減給額が降給後の給料等の10分の1を超える場合に減給額を減らす条文を規定するもので、こちらも懲戒処分という特殊なケースの場合でございます。

議案第61号山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、法改正に伴う用語、条項のずれを改正するもの。また、再任用制度の経過措置を規定するものでございます。

議案第62号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、法改正に伴う用語、条項のずれを改正するもの。また、役職定年した者は育児休業の取得及び育児短時間勤務をできない対象者として追加規定するものです。

議案第63号山元町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、法改正に伴う条項のずれを改正するもの。

議案第64号山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、法改正に伴う用語を改正するもの。

議案第65号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、法改正に伴う用語、条項のずれを改正するもの。

議案第66号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、同じく法改正に伴う用語、条項のずれを改正するもの。

議案第67号山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、同じく法改正に伴う用語、条項のずれを改正するもの。

議案第68号山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、同じく法改正に伴う用語、条項のずれを改正するものとなります。

2の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

以上、議案第56号から議案第68号の説明となります。よろしくをお願いいたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第56号から議案第68号に対する質疑を行います。―― 質

疑はありませんか。

1 1 番菊地康彦君。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、議案56号の山元町職員の定年等に関する条例について質疑をいたします。3点ほどございます。

まず、定年制が延長されることによりまして、人件費、こういったものが増額されるんじゃないかなというふうに単純に考えるわけですが、その辺はいかがなんでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうより説明させます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今回の定年延長に関しては、まず、給料表の改定ということではございませんが、職員の退職年齢が段階的に延びることになりますので、それに合わせて職員数の採用は検討していかなければならないと考えますので、その辺については、人件費が急激に伸びないようにということもありますし、職員の総数も、職務に、業務量に合わせて検討しなければならないので、その辺は今後の課題かなとは感じておりますので、その辺十分精査して、今後、採用とか考えていきたいと考えております。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。そこちょっと懸念しているところなんですけれども、そのことによって新採用職員が減るといような懸念があるわけですね。そうすると、今、その職員数、こういったものも調整することなんですけど、そういった方向で調整するっていうのは正しいことっていうか、それしかないんでしょうから、地方、あの、交付税とかそういった部分の補填っていうのは、国から何の指示もないわけですか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今回の職員の定年延長に関して、それに見合った交付税措置というのは特に国からの通知は来ておりません。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。そうすると、やっぱり私が一番恐れている年代の格差が生まれるんじゃないかと私思ってるんです。というのは、今の状態で新採用がないとすると、ここに空洞が出るわけですね。退職して減れば採用はするんでしょうけど、その間の年代の格差といいますか、差が出てきて、職員自体のいろいろな能力といいますかスキルといいますか、そういった部分にばらつきが出て、町行政全体がバランスだったり取れなくなるんじゃないかという懸念があるんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。全員協議会とかでこの定年延長に関する説明何度かさせていただいて、その際に、奇数年度が退職、定年の方がなくて、偶数の年に段階的に延びるということで定年の方が出てくるという説明はさせていただきましたけども、ただそれ以外に現在、再任用の方であったり任期付職員という方がありますので、実質は奇数の年であっても退職する方が何名かおりますので、その辺はバランスの取れた職員採用を考えたいと考えております。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。まずですね、これ上位法ということもあるんでしょうけども、やはり、途中でね、個人の都合で退職される方も突然出てくるケースも、今までもあったと思いますし、これからもあると思います。そういった部分をですね、十分配慮して、この制度が変わったということで、職員のですね、管理それから採用、そういったもの十分見極めて運営していただければと思いますが、個人的にはそういう部分がちょっと懸念されます。ええ。ただ、これも上位法ということですので、ぜひ、問題がないようにですね、ぜひ運営していただければと思います。以上です。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。議案第 56 号の中に、管理職の上限は 60 歳、役職定年となるところがあります。それをずっとひもといていって、次ページ、議案第 62 号、②に役職定年を延長した者はとありますが、役職は 60 歳でなくなりますから、役職定年の延長ということは、よほどでないといこれまでの例からもないわけですが、ここはどういうふうに解釈をすればいいのかお伺いをします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうから説明をさせていただきます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。役職定年を延長した者と表記しております点でございますが、こちらは、役職定年をした者という形で説明すべきかなと思っておりましたので、ちょっとこの辺の表記の仕方がまずかったかなということもありますので、その辺、役職定年した者ということでご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。過去にはですね、このことは、例外として役職をつけたまま延長することも可能でしたよね。山元町においてもそういうふうな例がありましたですよ。それを指しているのか。それとも、60 歳で定年になるので、役職の方がそれ以降も 65 まで再任用という形でいくときには、いわゆる、言葉は悪いですが、平職になっていくというふうに考えていけばいいのか。ですので、ここの言葉の表現っていうか説明、表現がちょっと私理解できなかったの、今、質問してるわけですが、今の回答ですと、なかなか理解に苦しんだというふうなことだったので、もう一度正確に願ひします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今回の条例改正については、過去に山元町でも定年を延長した例というお話がありましたけども、そういったことを想定していない、まず 60 歳で一度、役職もう定年となる規定を設けるとい改正ですので、そういった特殊な例を想定しての改定ではございません。

ただ、特殊なケースに限り、過去にあったような 60 歳を超えても役職をつけたまま定年を延長することができることは可能でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。分かりました。なぜここを問題にしてるかといいますと、マスコミとか新聞ではですね、孫のための育児休暇を取れるというふうな動きがだんだん出てきてるわけですよ。こうなったときに、過去にいわゆる役職についてた人が再任用になったときに取れなくなってしまうというふうな予想がされるわけですね、この文面ですと。ですから、どうなのかなというふうな単純な疑問からの質疑でございましたので、あと調べておいていただければと思います。以上です。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。議案第 56 号です。4 番に、60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度の条項を規定とございますが、この短時間勤務の職というものはどういったことに該当される予定なんでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。短時間勤務の職ということで、例えばですけども、現在でも再任用の方とか週 4 日勤務ということで短時間勤務している方おりますけども、そのような週 4 日とか、あるいは時間で週 4 日分に合わせた時間数での勤務ということになりますので、週 5 日では、週 5 日のフル勤務ではないという勤務の形態のことを指しております。

議 長（岩佐哲也君）具体的にどういう例ですかということをお聞ひするはずなんです。（「具体的

にですか」の声あり) お願いします。

総務課長(大橋邦夫君) はい、議長。具体的には週5日ではなく週4日の勤務という。

議長(岩佐哲也君) どういう内容の仕事ですかという仕事の内容を聞いている。例えばね。今まではあるんでしょう、ないんですか。

総務課長(大橋邦夫君) 仕事の内容については……

議長(岩佐哲也君) こういう仕事。

総務課長(大橋邦夫君) ええ、ほかの一般職と同じような職務ですけども、勤務時間が違うという形でご理解いただければと思います。

議長(岩佐哲也君) よろしいですか。

6番(高橋眞理子君) はい、議長。そうしますと、いろいろな担当課によって、そういった方が就かれて、週に4日だったり、あるいは勤務時間が短かったりということ解釈してよろしいのかと思いました。

そちらもですね、この定年は65歳とするということなんでしょうか。

総務課長(大橋邦夫君) はい、議長。議案第56号の④で説明してる定年前再任用短時間勤務の方ということですので、この方は一度退職している方を再任用という形で雇うといった形になりますので、こちらも基本は65歳までという形になります。

議長(岩佐哲也君) よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

8番(遠藤龍之君) はい、議長。58号、取りあえず。この中で、いろいろこの文言のっていうことなんですが、この文言をこう見ていくと今の話ありましたが、定年前再任用短時間勤務職員、再任用職員はね、これまで再任用職というのが定年前ということではいろいろ変わってきてるってのがほとんどなんですが、この中に、今度、定年前再任用短時間職員勤務は、別なところではね、別なところでは、とあるのは、任期付常勤職員とするとかね。その辺の関係がよく分からない。

あと、今のやつでなくて、給与改定の69号から71号のやつを見ると、再任用職員、任期付職員にあっては0.5月分とかね。この0.5っていうのと、あとこっちはね、100分の120とあるのは100分の67.5とかっていう数字があるんですが、これ、この数字は、今のは58号のやつね。半分つつうことなのかね。これについてはほの期末手当とか勤勉手当、58号についてはね、ということも規定されている。で、そのときにも、この定年前再任用短時間勤務職員以外の職員云々っていろいろあるんだけど、この辺の関係がね、ちょっと分からないなど。何で、今回ほら、名称の変更ということなんだけんと、ここで見つけたのがこの半額になってるというね、金額。

で、私、何でこれを強調したいかつつうと、大変申し訳ないだけんと、一般質問のときにまだ十分な回答を得られてなかったもんだから、ついつい見つけた、ここののがまた現れてきたという。何がっていうと、任期付職員の、保育所の一般質問のときに、任期付職員の仕事の内容について確認したつもりだったんですが、その年、そのときは、正規職員とあと会計年度職員と任期付職員の3つを並べてその仕事の内容を確認したつもりだったんですが、答えられたのは会計年度職員の仕事の内容で終わってしまったということがあったもんで、そして、そのときに質問した目的は、その任期付職員でも、多分、そんなときの質問ではね、の目的は、正規の職員と任期付職員って、この仕事の内容同じでしょという意味で確認したんだけつとも、そこの部分については答え得られなかったもんだから。ということからの疑問で、今、確認してんです。そういう



意味では何で半分なのか、半分の理由は何なのかとかね。あと数字が違ってる、この0.5月分と、0.5月つつうのは、多分、半分つつうことなんだべけんとも。こっちだと0.5だの、あんまちよつとよくとも考えないで、数字だけ見てっからあれなんだけんとも、100分の45を乗じてとかね、こいつ。という、今のやつは58号について言ってるんです。

あと、正式に再任用の、再任用でねえ……

議長（岩佐哲也君） 遠藤議員、まず1点ずつ。58号の今の部分だけから1つ回答いただいて、次に……

8番（遠藤龍之君） これ全部関連してっから、んだから、逆に1本で。そうすつとね、多分、これだけで聞くとね、今度、議題外でなくて、何外っていうね、というようなことに触れられるのではないかと思うか、思ったから、関連した形で説明したんです。

じゃあ、ということであれば、この100分の120とあるのは100分の67.5とするとかね、ということの意味は何かということ、素直に聞きます。聞けるあれであればね。

議長（岩佐哲也君） まず1点ね。そうですね。

総務課長大橋邦夫君。違うの。（「いえ」の声あり）いいんでしょう。指名したんだから答えてください。

総務課長（大橋邦夫君） はい、議長。ちょっと確認させていただいてよろしいですか。議案第58号の……（「期末手当。第16条の3項か、3項」の声あり）ただ、ここは改正になっていないんだ。（「あとは、その下のその一番下の17条の勤勉手当の1項、2項との確認、取りあえずはね」の声あり）

9ページの新旧対照表の期末手当第16条のところについては、数字は変更になってなくて、再任用職員を再任用、定年前再任用短時間勤務職員に改めるという改定ですので……（「違う。その変わってないんでなくて、数字をここでぼんぼん言われたから、数字のね、中身は何なんですかその半分、半額とか100分の何だ、120分の六十何だから、変わらないんだよ、変わらないんだけど、その根拠の数字さっきの保育士で何でこうなるのかつつう。だから、これが今のね、次のあれで改正になるかどうかつつうことで、私はただ議長さんに許されなかったから。今回の契約は、この直接この分に関係ないの、もともとあった条文なんだから。んだけんとも、そもそも、そもそも何で半分なのっていう部分」の声あり）

議長（岩佐哲也君） 質問の趣旨が分かんないんですか。それとも、回答があれば、暫時休憩しますか。（「いいですか」の声あり）休憩しますか。（「お願いします」の声あり）

---

議長（岩佐哲也君） 暫時休憩とします。再開は何分あればいいですか。10分でいいですか。10分ね。そうすつと45分。暫時休憩。再開は10時45分とします。

午前10時35分 休憩

---

午前10時45分 再開

議長（岩佐哲也君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君） ただいまの8番遠藤龍之君の質問に対する回答から始めたいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、お時間をいただきまして大変ありがとうございます。  
先ほどの遠藤議員の質問についてお答えいたします。

9 ページの新旧対照表のうち第 16 条期末手当の記載の中で 100 分の 120 に対し再任用職員が 100 分の 67.5 と、数字が半分ぐらいの数字になっているのは、まず同一労働であるのにおかしいのではないかとということかと思えますけども、その内容については、同じ労働であっても任期の定めのない、例えば任期付 5 年だったとすると、任期の短い職員と正規の職員で任期の長さがまず違うということは、そちらは給与とかの処遇の面で反映させるという、もともと任期付職員とか再任用職員、こういった制度が始まったときにそういった趣旨の通知が来ておりまして、その割合についても国から示されているものを山元町でも採用しておりますので、そういったことで、国の通知に基づいてこの率を決定しているということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう話されっと、また聞きたくなるんだな。だけんと、何かみんなから冷たい視線が伝わってるんで、この件については、60……、この次出てくるやつで改めて確認したいと思えます。やっぱ任期付職員の捉え方ね、考え方ね、というところに行くのかなというふうに思うんですけども、そういうことで、一応この場は終了といたします。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第 56 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第 56 号山元町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第 57 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第 57 号山元町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第58号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第58号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第59号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第59号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第60号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第60号職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第61号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第61号山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第62号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第62号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第63号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第63号山元町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第64号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第64号山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第65号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第65号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第66号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第66号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第67号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第67号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第68号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第68号山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第17. 議案第69号から日程第19. 議案第71号の3件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第69号から議案第71号までは人事院勧告等に伴う条例改正となりますので、こちらも併せて説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.8、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、議案第69号が、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえた本町職員の給料月額等の改定したものに改正を行うため提案するもの。

議案第70号及び議案第71号が、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準拠し特別職等の期末手当改定を行うため提案するものでございます。

1の職員に関する改正内容の1つ目、給料表の改定については、民間給与との格差解消のため、給料表を平均0.3パーセント引き上げます。初任給は、大卒者が3,000円、高卒者が4,000円程度引上げとなり、20歳代半ばに重点を置き、若年層職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定するものです。

2つ目、勤勉手当の改定については、年間支給月数1.9月分を2.0月分に、年間で0.1月分の引上げとなります。

なお、再任用職員、任期付職員にあつては、0.5月分の引上げとなります。

具体には、令和4年度の12月期の勤勉手当0.95月分を1.05月分に引き上げます。令和5年度の勤勉手当については、6月期、12月期とも1.0月分とならず改定となります。

2の特別職等に関する改正内容については、期末手当の改定として、年間支給月数3.2月分を3.3月分に、年間0.1月分の引上げとなります。

具体には、令和4年度において、12月期の期末手当において1.70月分を支給するものです。令和5年度においては、6月期、12月期とも1.65月としなすこととなります。

裏面をご覧ください。

3の施行期日等ですが、まず、職員分として、(1)給料表の改定の施行期日は公布の日とし、令和4年4月1日に遡及し適用いたします。

(2)勤勉手当の施行期日は公布の日とし、令和4年12月1日から遡及し適用となります。ただし、勤勉手当の年間支給割合については、令和5年4月1日から施行いたします。

特別職等分の施行期日は公布の日とし、令和4年12月1日から遡及し適用いたします。ただし、期末手当の年間支給割合については、令和5年4月1日から施行することとなります。

以上、議案第69号から議案第71号の説明となります。よろしく願いいたします。

---

議長(岩佐哲也君)これから議案第69号から議案第71号に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。先ほど、大体言いたいことは分かっと思うんだけど、勤勉手当の改定の中での数字の中で、再任用職員、任期付職員にあっては0.5か月分、5月分引上げっていう今の説明だと、これベースは何の0.5月分になんの。っていうのと、単純に年間0.1か、その上はね、1月分の引上げに対して0.5月分って、ここだけを考えっと、下のほうが引上げ率が多いのかなというふうに。俺の頭おかしいの。っていうふうに、あ、0.5月つつうと、1月の半分つつうことか。(「半分、うん。半月分だよ」の声あり)半月分だね。何でそこで、ここでも差が出てくるのかっていう疑問についてお伺いします。

議長(岩佐哲也君)総務課長大橋邦夫君。副町長とか分かれば。誰か分かる方でも結構ですから、説明いただければ。うん。総務課長分かんないんであれば、上司のほうが分かってかなと思って今あれしたんですが。これまた暫時休憩かな。質問の意図が分かんないんですか。(「そうですね」の声あり)暫時休憩、5分ぐらい暫時休憩しますか。(「換気しましょう」の声あり)換気する。10分間。(「10分間、はい」の声あり)

---

議長(岩佐哲也君)じゃあ暫時休憩とします。再開は11時10分。

午前11時01分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長(岩佐哲也君)再開します。休憩前に続き会議を開きます。

---

議長(岩佐哲也君)ただいまの遠藤議員の質問に対する回答から始めたいと思います。

総務課長(大橋邦夫君)はい、議長。再度時間をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。遠藤議員の質問にお答えいたします。

まず、議案の概要のうち中段にあります勤勉手当の改定の括弧書き、再任用職員、任期付職員にあっては0.5月分という表記については、こちらに誤りがありましたので、まず訂正させていただきます。0.5月分とあるのは、0.05月ということになりますので、あと、条例議案の概要を差し替えさせていただきます。

これに関する質問で、なぜ一般職員の割合に対して、再任用職員、任期付職員が半分

なのかというご質問かと思しますので、こちらの回答については、先ほど議案第58号の回答の際に説明いたしましたとおり、一般職員に対して、再任用職員、任期付職員は任期が5年と限定されており、職務責任期間の長さも給与等に反映させるという当初の再任用、任期付職員の制度ができたときの国の方針に基づいて、率、割合定めておりますので、こちらも今回、国の通知に基づいて改めるものでありますのでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

8番（遠藤龍也君）はい、議長。理解できないから質問してるんですけども、この件についてはね、また別な場面で、任期付職員の待遇って、処遇っていうことで少し問題にしたいなと、取り上げたいなというふうに思ってますので、ということで、その場面でいろいろ、いろいろここでやりあうとね、またいろいろこういうふうに根拠あつかとか何かとね、また大変だから。ということで、この件については別の場面で取り上げたいと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第69号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第69号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第70号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第70号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第71号の討論を行います。—— 討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第71号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第20、議案第72号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第72号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

資料No.9、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地方税共通納税システム対象税目の拡大により、令和5年度から地方税統一QRコードが固定資産税と軽自動車税において導入されることに伴い、指定金融機関において集中処理システムによりQRコード読み取り処理を行うため、督促手数料発送後に納付書へ督促手数料を追記して徴収することができなくなります。このことから指定金融機関と収納代理金融機関において取扱いに差が生じることや、督促手数料を徴収するに当たり改めて督促手数料の納付書を発行することになるなど、納付者にも分かりづらく、費用の増加が見込まれることから、督促手数料を廃止するため提案するものであります。

改正の内容ですが、督促手数料の廃止に関し、関係する条例を整備するものであります。

2の条文の構成をご覧ください。

今回提案しております条例については、第1条から第6条までの構成とし、山元町町税条例の一部改正をはじめ、6本の条例をまとめて改正し、督促手数料に関する規定を削除するものです。

施行期日は令和5年4月1日とし、施行期日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促手数料については従前によるものとする経過措置を設けております。

なお、今回の提案については、督促手数料の100円を徴収することを廃止するもので、納期限まで納付がなければ20日以内に督促を行う行為を廃止するものではありません。これまでどおり関係法令に基づき督促行為を実施してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で議案第72号の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第72号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第21．議案第73号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第73号令和4年度 建設購1号 排水ポンプ車両購入事業に係る物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

資料No.10、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。排水ポンプ車両購入事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

内容は下記のとおりとなります。

- 1、契約の目的、記載のとおり。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、6,235万9,240円。落札率90.16パーセント。
- 4、契約の相手方、株式会社クボタ東北支社。
- 5、納品場所、記載のとおり。
- 6、購入品目、排水ポンプ車両1台を購入するものでございます。

仕様といたしましては、11トンクラス車両、総輪駆動式。あわせて、発動発電機1台、操作制御盤1面、排水ポンプ6台、ホース・備品等一式、艀装費一式となります。

- 7、納品期限、令和5年3月24日となります。

以上で議案第73号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

12番高橋建夫君。

12番（高橋建夫君）はい、議長。本件に関してですね、最近、日本中では、近年、線状降水帯といますか、日本中どこで起きるか分からないような状況を鑑みますと、私は大いに必要だと。そして、しかもですね、うまく運用してほしいという立場から、質疑というより確認を3点ほどさせていただきます。

ここに納入場所、山元町役場とあるんですが、過日の全員協議会で、これは委託管理を行うというのが初めて出てまいりました。したがってですね、大型特殊車両といいま

すかね、その車の運転、それから装置の操作、これらがやっぱり専門性を要するので、使い慣れている業者のほうに委託するという背景だったのかを確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうから説明をさせます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい、議員おっしゃるとおりですね、やっぱり専門性がございますので、委託して操作をしていただくという考えでございます。以上です。

12番（高橋建夫君）はい、議長。その委託する際のですね、予算といたしますか、それらはこれから検討するのか、既に試算しているのか、その辺をちょっと分かる範囲内で結構です。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい。今、坂元地区のですね、防災調整池につきましては、大雨時にはですね、排水ポンプを配置するように今やっておるんですけども、それは単価契約でやっております、同じようにですね、単価契約で対応するように考えておるところでございます。以上です。

12番（高橋建夫君）はい、議長。じゃあこの新しいね、専用車を購入するというふうになった場合の安全管理といたしますか、それは所管の部門と業者との間でどのような体系的な決めにされているのか。それはこれから煮詰めていくのか、もう既に内々的には確定しているのか、その辺を確認します。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい。安全管理といたしますと、車両の（「はい」の声あり）安全ということですね、はい。そうですね、今のところですね、想定しておりますのは、役場内に排水ポンプ車を存置しております、有事の際にはそこから持って行って配置するというような考え方でおります。ですので、役場の敷地内にポンプ車が置いてある状況という考えでございます。はい。

12番（高橋建夫君）はい、議長。そうすると、車は常時こちらに置いとくって、格納しておくってことなんですね。作業は委託するという形ですね。

そうすると、いざ出動から作業完了までは町の指示で動くと、そういうふうに理解して構わないんですか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい、議員おっしゃるとおり、はい、町の指示に従って動くような形になると思います。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑。

11番（菊地康彦君）はい、議長。このポンプ車なんですけど、納期が来年の3月24日が納期期限となっておりますが、これは間違いはないですね。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい。こちらの納品期限につきましては、まだ繰越承認を受けてないものですから、令和5年3月24日という表記になりますけれども、11月10日の産建教育常任委員会のほうでもご説明させていただきましたが、やはりウクライナ情勢とかコロナの情勢でですね、どうしても1年以上かかってしまうケースが多いというお話でございまして、今のところ想定しているのが、令和6年3月を予定しております。

ただ、今、契約する相手方ともお話ししてるんですけども、最大限ですね、1日でも早く納車できるように手配するようお願いしているところでございます、対応していただけるということでご回答いただいております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。この排水ポンプ車両の件なんですけど、たしか町長は、近隣の町などでもし災害があったときなども出動を可能といたしますか、そういう考えもあつ

てということで、私とってもそれはいいことだと思ってお聞きしたところです。これは、近隣の町といいますと、どの辺の町までそういったときの出勤を考えてらっしゃるのかということ、ちょっと分かる範囲といいたいでしょうか、今お考えの中の範囲でと、伺いたいと思いました。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。災害ですね、どこで何が起こるか分かりませんので、11年前の東日本大震災では、本当に多くの自治体から協力をさせていただきました、助けていただきましたので、町といたしましては、多少遠くてもですね、対応できる範囲で、その状況の中でできるだけ活用できればというふうには思っております。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。そのお考え分かりました。そういったことに対して、契約を結んでいるとかですとかですね、あるいはそういうお話を、何かの折、会った際にですね、お話などもされてるといふことと理解してよろしいのでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。よその自治体からですね、このことについて協定か何かを結んで、何かあったときにはというふうな話はまだ来ておりません。多分、議会が通って、物が納入されてからなのかなというふうには思っております。

議 長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

10 番（阿部 均君）はい、議長。非常に高額なポンプ車でありますけども、随意契約になったっていうのは非常に残念だなと思っております。全員協議会でも、指名参加願が1社のみであったという説明がございましたが、本町では消防ポンプ車なんかも購入しておりますよね。その辺の業者さんは参入は不可能だったのかどうかだけ確認したいと。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい。今現在1社になっておるんですけども、そのほか、物品で指名登録ある、例えば消防車だとかポンプ車で特殊車両というところで登録されている業者さんもいらっしゃるんですけども、全て確認したんですけども、取扱いはしていないということで回答はいただいております。

10 番（阿部 均君）はい、議長。今の課長のあれですと、一応問合せはしたが、排水ポンプには参入できないと、そういうふうな回答であったということですね。はい、分かりました。はい。

非常に残念でしたが、やっぱり競争原理が働かないということは、そんなにあの90.16パーセントなんでね、落札率、通常の落札の率とあまり変わらないんですが、やっぱり競争が働くように、今後ですね、ぜひとも、その辺していろいろこういうふうな事業には対応していただきたいなと思うことをお伝えしておきます。以上です。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから、議案第73号令和4年度 建設購1号 排水ポンプ車両購入事業に係る物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第22．議案第74号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。議案第74号令和4年度 山元町町民体育館災害復旧工事請負契約の変更についてご説明いたします。

配布資料No.11、議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、山元町町民体育館災害復旧工事の請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

主な変更点についてご説明いたします。

3番、契約金額についてですが、現契約金額4億2,900万円に583万円を増額し、変更後の契約金額を4億3,483万円とするものです。

いずれも消費税を含む金額となっております、1.36パーセントの増となります。

5番、工事の概要につきましては、1点目としてボトル給水型冷水機新設1か所。2点目として、観覧席床下土間コンクリート劣化箇所修繕、79.1平方メートル。3点目として、武道館壁下地木製胴縁等の腐朽箇所修繕。こちら胴縁というのは、壁材をですね固定するための下地材を胴縁といいます、そちらのほうの修繕となります。こちら39.2平方メートルでございます。

7番、変更理由でございますが、1点目として、熱中症対策及びペットボトル削減のため、ボトル給水型冷水機の新設を行うもの。2点目として、工事を進める過程で、既存部分の解体作業中、新たに劣化、腐朽箇所が確認されたことから修繕を行うものであります。

以上で議案第74号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第74号令和4年度 山元町町民体育館災害復旧工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第23．議案第75号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第75号令和4年度山元町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2億789万2,000円を増額し、総額を115億435万9,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして債務負担行為の補正及び地方債の補正を行っております。

今回の補正では、2款総務費以下、各款にわたりまして、職員の給料、手当などについて、また、電気料金の上昇に伴う各施設の光熱費についてそれぞれ計上しております。

人件費につきましては人事院勧告やコロナ対応等に要する時間外手当について、また、光熱費につきましては燃料価格の高騰などが補正要因となりますので、個別の説明につきましては省略いたします。

それでは、歳出予算の主なものからご説明いたします。11ページをお開き願います。

初めに、2款総務費1項総務管理費でございます。3目財政管理費につきまして995万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附を頂いた方への返礼品等の経費になりますが、当初の想定を上回る寄附があったことから、増額するものでございます。財源につきましては、ふるさと納税寄附金になります。

23目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費につきまして251万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、物価高騰を受けた低所得世帯に対し、非課税世帯を幅広く救済するため、課税されている者の扶養親族等のみから成る世帯に対しまして、1世帯当たり5万円を給付するものでございます。財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたします。

12ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費でございます。1目社会福祉総務費及び2目老人福祉費の特別会計繰出金につきましては、一般会計が負担すべき人件費などを繰り出すものでございます。

13ページをご覧ください。

3目老人福祉施設費315万円につきましては、地震で被災したデイサービスセンター一知楽荘の修繕費用、こちらを協定に基づき負担するものでございます。

4目障害福祉費1,657万9,000円につきましては、不足が見込まれる医療費助成のほか、自立支援給付費など前年度の障害福祉事業の精算に伴う返還金でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきまして1,456万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、保育対策総合支援事業など、子育てに関わります前年度の施設利用などの精算に伴う返還金でございます。

2目児童措置費につきまして5,173万円を増額しております。

14ページをお開き願います。

こちらにつきましては、子育て世帯に対するシステム改修経費に加え、地方創生臨時交付金を活用しまして、物価高に直面する18歳以下の児童を養育する全世帯に対し児童1人当たり3万円を給付する、町独自の子育て世帯生活支援給付金を計上しております。このほか、子育て世帯への特別給付金及び子ども医療費助成の不足分を増額するほか、前年度の子育て事業の返還金でございます。

5目学童保育施設費につきましては208万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、学童保育に関わります前年度事業の返還金でございます。

15ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。4目母子保健費につきまして43万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、未熟児養育医療に関わります前年度事業の返還金でございます。

16ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費でございます。3目農業振興費1,705万1,000円につきましては、今年3月の地震で被災した農業用ハウスの補修費用の一部を助成するもの。また、町内で新たに営農を開始した新規農業者に対しまして、経営安定を目的とした補助金でございます。財源の一部に県支出金を活用いたします。

5目農地費につきまして706万2,000円を増額しております。委託料250万円につきましては、光熱費の上昇に伴いまして、牛橋排水機場ほか5か所の排水機場の管理費に不足が見込まれることから予算を増額するものでございます。

工事請負費456万2,000円につきましては、磯浜漁港から赤川を通じて遡上する塩水、これを防止する設備が破損したことから、必要となる修繕費用を計上するものでございます。あわせて、横須賀排水機場等にも不具合が見つかったことから、これを修繕するものでございます。財源の一部に県支出金等を活用いたします。

6目食料需給総合対策費につきまして122万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、国の経営所得安定対策等交付金の申請の際に事務手続の効率化を図るため、事業主でございます山元町地域水田推進協議会にシステム導入費用の一部を補助するものでございます。財源につきましては、県支出金を活用いたします。

17ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費でございます。2目道路新設改良費につきまして300万円を増額しております。こちらにつきましては、町道大平牛橋線の改良工事に伴う集水ますの撤去、新設、これに関連しましてパイプラインの延伸が必要となることから、事業主でございます互理土地改良区への補償費が発生するものでございます。

3目道路橋梁復興推進費につきまして3,323万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、国からの交付決定に伴い、事業費を変更するものでございます。増減がございますので、その内訳をご説明いたします。

社会資本整備総合交付金を財源とします町道互理用水路東線、真庭千保田線の改良工事について、5,114万4,000円を減額します。道路交通安全施設等整備事業補助金を財源とします町道大平牛橋線改良工事について、8,438万1,000円を増額するものでございます。

飛びまして、19ページをお開き願います。

10款教育費5項社会教育費でございます。8目社会教育施設計画費につきまして2

40万円を増額しております。こちらにつきましては、深山山麓少年の森の実施設計を進めるに当たりまして追加測量などが発生したことから、予算を増額するものでございます。財源につきましては、地方債を活用いたします。

9目震災遺構中浜小学校管理費69万8,000円を増額につきましては、語り部の方々のご案内が現地で大変好評なため、今後見込まれる経費を増額するものでございます。

10目社会教育復興推進費1,057万7,000円につきましては、復興事業に伴い進めてまいりました埋蔵文化財発掘調査事業が全て完了したことから、その精算に伴い、不用となる国の財源を返還するものでございます。

次に、主な歳入予算につきましてご説明いたしますので、8ページにお戻り願います。

14款使用料及び手数料でございますが、30万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、語り部に係るガイド料収入を見込むものでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金4,043万2,000円につきましては、歳出でご説明いたしました町独自の子育て世帯生活支援給付金などに充てる財源でございます。

4目土木費国庫補助金2,100万8,000円につきましては、事業費を変更する予定の先ほどの町道互理用水路東線、真庭千保田線、大平牛橋線の改良工事に係ります財源となります。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金110万8,000円につきましては、増加が見込まれます医療費助成の財源でございます。

4目農林水産業費県補助金1,184万2,000円につきましては、宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金など、農政関係の財源を受け入れるものでございます。

9ページをご覧ください。

18款寄附金1項寄附金でございますが、2,121万9,000円を増額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附金のほか、使い道が指定された寄附金を計上するものでございます。

なお、上から4段目でございます文化財保護事業寄附金75万円につきましては、町指定文化財大條家ゆかりの茶室の再建に向けた心強い寄附でございます。

19款繰入金2項基金繰入金につきましては7,698万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、財政調整基金及び震災復興基金の繰入れでございます。これにより、財政調整基金繰入額の累計といたしましては、6億5,400万9,000円になります。

21款諸収入5項雑入でございます。1目雑入1,358万6,000円のうち284万6,000円につきましては、近隣自治体の障害者福祉サービス事業所におきまして、訓練等給付費の不正受給が発覚した問題に際し、破産管財人から町への弁済の意思が示されたことによる被害弁償金でございます。

このほか後期高齢者医療給付負担金の精算に伴う還付金及び逢隈にごございました宮城県農業共済組合事務所の処分に伴い、建設時に町が支出した補助金につきまして、建物の残存価格相当分を返還金として受け取るものでございます。

3目過年度収入130万7,000円につきましては、児童手当など前年度事業の精算に伴う追加交付分でございます。



2 2 款町債につきましては、地方債の補正でご説明いたします。

次に、債務負担行為の補正につきまして、ご説明をいたします。4 ページにお戻り願います。

債務負担行為の補正といたしまして7 事業を追加しております。いずれも来年度当初から事業を実施するに当たり年度内に契約行為が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

主なものについてご説明をいたします。

まず、町民バス及びデマンド型乗合タクシーの運行に要する経費、こちらにつきましては、現在、運行体制の総合的な見直しに取り組んでおりますが、来年度につきましては4 月1 日以降も現行の仕組みで継続的な運行を行う予定であることから、債務負担行為を設定するもの、山元町地域公共交通計画策定に要する経費につきましては、令和5 年度に策定予定の地域公共交通計画について、早期の策定に向け検討を進めたいことから、債務負担行為を設定するもの、地域子育て支援拠点運営事業及びファミリーサポートセンター事業に要する経費につきましては、子育てに関わる切れ目のない行政サービスを提供するために設定するものでございます。

最後に地方債の補正をご説明いたします。

5 ページをお開き願います。

過疎対策事業債につきまして、対象事業費の精査に加えて、当初に見込んでいた公共事業等債を財政的に有利となります過疎対策事業債に全額振り替えるものでございます。

以上が補正予算第6 号の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

1 1 番菊地康彦君。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、1 4 ページの歳出、3 款2 項、これは前のページになるからね、2 節かな、2 目児童措置費の扶助費4, 2 0 0 万と1 1 0 万って2 つに分かれて、子育て世帯生活支援金、それから低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金増ということなんですが、これは、上の子育て世帯支援給付金、これ3 万円と、1 世帯当たり3 万円と。で、この下についてはちょっと聞き漏らしたかと思うんですが、この辺の説明をお願いします。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。こちらのですね、1 4 ページの低所得子育て世帯に対する給付金の増という部分につきましては、6 月の補正です、国の事業で、低所得の方、1 世帯当たり5 万円という支援の分ありましたけども、そちらについて予定よりですね、想定より給付世帯が増えたものですから、上にある1 2 節のですね、委託料との財源の関係で変更をさせさせていただきまして対応している増額の金額になっております。以上でございます。

議 長（岩佐哲也君）よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ありますか。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。1 1 ページ、2 款1 項の5 目の委託料ですね。1 2 のところですが、事務機の配置変更業務っていうんですが、どの辺の変更かけるのか、その辺についてお尋ねします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。今見込んでおりますのは、子育て定住推進課とか水道事業所とか、その辺をまず見込んでいます。その理由については、一番廊下側といいます

か通路側にいる職員と、それからお客さんとの間がちょっと距離があり過ぎるということは住民サービスの低下につながるという判断をしているものですから、そういったところも机とか配置の移動、そういったところを想定してございます。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりそういうところね、前もって想定されてた部分ではないかというふうに思います。そして、今使ってきていて、やはり不具合な部分が結構あるのかなっていうところで、住民サービスっていうところに観点を置いてきちっとしていただければというふうに思います。

それでは、資料8ページ、歳入の部分です。14款の1項の5目の6ですね。中浜遺構のガイドの部分なんですけど、30万5,000円を想定してるんですけど、これは何回を想定してるんでしょうか、歳入。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。こちらにつきましては、今後ですね、見込まれる61回分、5,000円ですね、1回当たり5,000円になっておりますので、61回分を見込んでおります。月当たりですね、換算いたしますと、今まで20回でですね、ガイド料を見込んでいたんですが、先ほど企画財政課長からも話があったとおりの好評ということがありまして、月25回分として、こちら変更させていただきたく、こちら提案しております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますとですね、19ページのところの10款5項9目の7、語り部ガイドですね、謝礼、18万3,000円のところ、丸々行くというわけではないんですよ。ここの語り部ガイドについては、幾らで何回を想定しているのか。先ほどの回数と多分相違ないと思うんですが、その辺お尋ねします。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。回数につきましては先ほどと同様61回分を見込んでおりまして、こちらにつきまして3,000円をですね、こちら協定を結ばせていただいておりますやまもと語り部の会のほうに、報酬分として、謝礼分としてですね、こちらを支出する分であります。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。協定を結んでいるということでの回答があったんですが、多分、協定を結んだ時点と、現在はガソリン代とかの高騰により、燃料費の高騰によりまして、果たして、会員は町内だけではないんですね。なので、その辺の部分を考えていただいたものにしていただければなというふうなところもありますので、その辺、今後ですね、ぜひ検討していただいて、皆さんに協力していただけるように。結構町外の方々も多く、朝ですね、9時頃からなると、7時半、8時に出てきてというふうな。で、特に今、修学旅行とかで訪れて訪問してくれる方々が非常に多いので、そうするとね、5人、10人っていう人員を確保するためにも、町外の方々にも来ていただかないとできないような状況なんですね。で、1回3,000円というのと、弁当を持ってきてもちょっとというところもありますので、その辺はぜひ前向きに対応していただければというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）そのほか……、まだあるの、3点目。（「休憩しますか」の声あり）これまで終わっちゃう。これだけ終わっちゃう。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。13ページです。3款2項の1目児童福祉費の22なんですけど、子育て関係、結構、子育てのための施設等利用交付金の返還金が多いんですが、この理由については何でこんなかなというふうな思いがあるんですが、その辺お尋ね、回答願います。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの13ページの22節につきましては、想定をしていた部分と、あとは施設側とですね、いろいろ話させてもらった部分で、あと利用者の意向ですね、そういう部分で相違があったために返還金が生じているという状況になっております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。利用者の意向ってということでの、今、回答あったんですが、どういうふうなところなのか、ちょっと確認させていただきたいんですが。やはりですね、今、子育てするのに非常に苦慮している保護者がおりますよね。そういう人たちを救うためにも、もう少しあれなのかなって、施設の利用の部分で手厚くはできなかったのかなという思いがあるんですが、その辺いかがでしょうか。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの事業の主な部分につきまして、幼稚園、町内の幼稚園のほうでですね、新制度に移行に伴う部分ということではいろいろ調整させていただいたりということと、あとはそれに伴う、幼稚園のほうとのですね、その定員の部分の話の中で差異が生じているということと、主なものとなっております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。まだまだ質疑ありそうですか。もしあれでしたら、この一般会計だけ終わって昼にしたいと思うんですが。

6番（高橋真理子君）はい、議長。ふるさと納税寄附金のことについて伺います。

議長（岩佐哲也君）何ページ、何項目と。

6番（高橋真理子君）はい、議長。9ページ。9ページです、まずは。9ページの寄附金のことについてです。このふるさと納税金、ふるさと納税寄附金ですね、2,000万円の増額というふうに記されております。そしてですね、それと関連するかと思うんですが、11ページ、歳出のほうです。歳出のほうにですね、財政管理費、2目です、あ、3目です。これの報償費、送料などに160万とあるんですけども、私のちょっと勉強不足で確認したいのと、あと教え、してるんですけども、これ返礼率っていうのは、これは決まっているものか。あるいは、それに決まってるかどうかということ。それで、この2,000万に対しての160万と捉えてよろしいんですね。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。まず返礼率については、これ全国一律の決まりがありまして、3割、寄附額に対する3割というのがあります。その3割はどこに歳出に当たるかということになるんですが、160万の下に12節委託料、ふるさと納税業務一括代行業務等委託料増809万7,000円のうち600万円分、これが返礼品分。いわゆる寄附額2,000万に対する30パーセント、600万分、この中に含まれております。以上です。

6番（高橋真理子君）はい、議長。これ、全国的にですね、ふるさと納税っていうことに対しては認知率、認知がますます高くなっております。そして我が町もこんなふうに2,000万円の増があったということはとても喜ばしいことであるし、これからもとても期待できるものだと思いますのでですね、これからもこういったいろんな知恵を絞って、ますます頂くように努力していただきたいと、私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。15ページです。4款1項の4目のところですね。償還金なんですけど、未熟児の養育医療ということで返還になるんですが、未熟児でなかつ……、健

康児で生まれてきてっていうところで、これはいいことだと思うんですが、前年度は何件くらい利用者があったんですかね。その辺確認したいと思います。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。前年度実績もゼロでございました。はい、以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。4ページの債務負担行為の山元町地域公共交通計画の策定に要する経費としてあるんですが、この事業の内容について、経費の中身についてお伺いいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。ただいまご質問のありました地域公共交通計画の策定に要する経費ですが、今年度につきまして、既に調査業務それから前計画の検証業務ということで業務に取り組んでおりますが、来年度につきましては、そういった部分の取りまとめを生かしまして、実際に計画策定、問題点、課題点の洗い出しですとか、あと次年度、失礼しました、今後に向けた対応策の検討と。そういった部分の計画策定の本業務というか、そちらになります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これ21年度からってということのをやってるってということなんだろうけど、どういった体制でやってるの。それを、私も振り返ってみればあれなんだけど、ここでちょっとお聞きしておきます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。そうですね、今年度から取り組んでいる部分ですが、担当課、所管課としては町民生活課の生活班でございまして、体制としましては、班長を含め3名の職員が担当となっております。あとそのほかに、今、町民生活課が事務局であります、関連する検討機関といいますか、そういった部分として、町内部としましては、今後にはなりますが、持続可能なまちづくり推進本部、これを本部としまして、その下に庁内の、庁内というのは庁舎内の検討部会などを設置して検討していくという予定にしております。通常体制としましては地域公共交通会議、これ既存のものになります、こちらの専門部会、それから交通会議の本会議、こちらのほうにもご意見を求めながら取り組んでいく予定としております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私の問い方が悪かったのかどうか、債務負担行為として、もうこれ初年度からね、最初からやらなくてないために充てる経費ということだから特別にこれまでとしては、例えば、もうすぐだったらどっかさ依頼するとかね。そういうための経費なのかね。今の言った中では、もう体制の中でだから別に取り立てて債務負担行為で予算化する、予算をね、準備する必要もないということで、ということの、この700万の中身って何だかっていうことを聞いたかったんです。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。ただいまのご質問ですが、はい、すみません、内部の組織体制をお答えいたしました、取組といたしましては、この経費につきましては業務委託を行いまして、業者を労力として確保しながら取り組んでいきたいということで、それを4月当初から取り組みたいと考えておりましたので、今回お願いしたところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、んだから、その業務委託の中身、どういう業務を委託するのかねということ単純に聞いてるつもりなんですけども。言ってる意味まだ分かんねか、質問の。（「今年はアンケート調査」の声あり）っていうふうになってたの。（「今年、さっき説明……」の声あり）

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。業務委託の中身ということでしたが、すみません、先ほど、その前提で前段なしでお答えしてしまった部分があったかと思うんですけども、来年度は計画策定に取り組むに当たって、現状、まとまっている……今年度アンケート調査ですとか、あと関係団体、関係者へのヒアリング調査、そういったものを行っておりますので、その業務結果を踏まえた上で、そこから問題点、課題点の抽出ですとか、数字の精査、それから今後に向けた取組、そういった部分の計画を策定していくということで、そのあたりの対応と、あと、中には計画の細かい部分申し上げますと、計画書の印刷業務だとか、そういった細かい実費的な部分は含んでおりますが、そういった業務に取り組む中での人的労力の確保ということで業務委託をしたいというふうに考えております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その業務委託のね、もう当初から動かなくてねっていうこと、急いでる、急いでるっていうことは非常にいいことなんだけども、その業務委託の先とか中身まで、今、説明した中にあんの。逆に言うと、700万でいいのとかね、あるいは700万では多いんでないのとかね、ということをちょっと判断すっかなということでの確認だったんだけど。例えば、その業務委託、委託内容が、もう今の説明で委託内容の説明さった（「調査、分析」の声あり）だから何の調査費とか、そして、その調査費だったらどこに調査委託するんだったか。

これ本当、抜本的、何言いたいかつうと、抜本的な対策を講じると言ってるときにね、この業務委託の中身にもよるんだべけんとも、本当に妥当な額なのかね。はっきり言わせてもらおうと、この間でね、宮城大学だかどこだか、あんまりここで言って駄目なのか、ああ、いいんだよな、4,000万とか5,000万とかね、委託していろんなアンケート調査等々やったりしても、なかなか改善が見られなかったと。ということを考えてときにね、700万でいいのかとかさ。という不安から、疑問からここは尋ねてるんですが、いいです、分かりました。状況は。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なければ、これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第75号令和4年度山元町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第75号は原案のとおり可決しました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時30分。1時30分再開とします。

暫時休憩。

午後0時12分 休憩

---

午後1時30分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第24．議案第76号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第76号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、総額を18億5,409万2,000円とするものでございます。

お手元の議案書6ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費については、令和4年人事院勧告に準拠した給与等の改正に伴う職員給料、手当など49万4,000円を増額しております。

次に、ただいまのページの上段、5ページ、歳入予算の補正額についてご説明いたします。

第6款繰入金第1項繰入金第2目一般会計繰入金については、歳出と同額の49万4,000円を増額しております。

以上、議案第76号補正予算案の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第76号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第25．議案第77号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第77号令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ35万9,000円を追加し、総額を15億9,764万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。お手元の議案書8ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費については、令和4年人事院勧告に準拠した給与等の改正に伴う職員給料、手当など11万2,000円を増額しております。

第3款地域支援事業費第1項介護予防生活支援サービス事業費第1目介護予防生活支援サービス事業費については、国庫支出金の確定により、財源内訳の変更を行うための補正でございます。

第2目一般介護予防費については、国庫支出金の確定により財源内訳の変更、及び人事院勧告に伴う職員手当を増額しております。

第5款諸支出金第2項償還金及び還付金第1目第1号被保険者保険料還付金については、今年3月の地震による災害減免、半壊以上の世帯74件分の還付金21万6,000円を増額しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。議案書6ページをお開きください。

歳入については、歳出でご説明した人事院勧告に伴う人件費及び国庫支出金の確定による増が主な内容でございます。この結果、第7款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金において、介護保険事業基金の取崩しは306万3,000円の減額を行っており、当初予算からの基金繰入金の累計が4,478万3,000円、補正後の年度末基金残高の見込みは2億6,690万8,000円になります。

最後に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

1件目、訪問介護サービス事業、2件目、通所介護サービス事業に関する経費につきましては介護予防事業に要する経費、3件目については包括的支援事業の生活体制支援整備事業、生活支援コーディネーター配置に要する経費となり、毎年度、年度当初から切れ目なく事業を継続するために当年度中に委託契約を締結する必要がありますので、その期間と限度額を補正するものであります。

以上、議案第77号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第77号令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第26．議案第78号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（山本勝也君）はい、議長。議案第78号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的支出及び資本的支出について申し上げます。

収益的支出1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費12万6,000円及び2目配水及び給水費の11万3,000円の増額は、電気料金の高騰に伴う上下水道事業包括的業務委託料を増額措置するものであります。

4目総係費12万1,000円及び資本的支出1款1項建設改良費の8万1,000円の増額は、一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費を増額措置するもので、ご説明欄に記載のとおりであります。

最初のページにお戻りください。

第2条、令和4年度予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款水道事業費を36万増額し、総額3億8,026万3,000円とするものであります。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,156万3,000円を1億2,164万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億1,449万6,000円を1億1,457万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出を8万1,000円増額し、総額2億311万8,000円とするものであります。

第4条、予算第8条中、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第78号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第78号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第27. 議案第79号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（山本勝也君）はい、議長。議案第79号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的支出及び資本的支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用1目管渠費の147万6,000円及び2目処理場費の386万4,000円の増額は、電気料金の高騰に伴う上下水道事業包括的業務委託料を増額措置するものであります。

4目総係費9万円及び資本的支出1款1項建設改良費の4万2,000円の増額は、一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費を増額措置するもので、説明欄に記載のとおりであります。

最初のページにお戻りください。

第2条、令和4年度予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款下水道事業費を543万円増額し、総額4億9,889万3,000円とするものであります。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,253万3,000円を2億7,257万5,000円に、過年度損益勘定留保資金2億5,180万2,000円を2億5,184万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出を4万2,000円増額し、総額6億1,564万7,000円とするものであります。

第4条、予算第5条の表に山元浄化センター脱水汚泥運搬処分に要する経費を債務負担行為とするため、記載のとおり加えるものであります。

第5条、予算第9条中、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を記載のとおり改めるものありです。

以上で議案第79号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第79号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第28．議案第51号から日程第30．議案第53号までの3件を一括議題とします。

議案第51号、議案第52号、議案第53号は、12月1日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。それでは、委員会審査報告いたします。

本委員会は、令和4年12月1日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第51号山元町個人情報の保護に関する法律施行条例、審査の結果、可決すべきものであります。

議案第52号山元町情報公開・個人情報保護審査会条例、審査の結果、可決すべきものであります。

議案第53号山元町まち・ひと・しごと創生推進基金条例、審査の結果、可決すべきものであります。

山元町議会議長岩佐哲也殿。

総務民生常任委員会委員長竹内和彦。

以上であります。

---

議長（岩佐哲也君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。議案第51号、52号に関わる質疑になるかと思いますが、この間の説明の中で、今回の提案されている2件につきましては、その要因として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の一部改正によりということになり、令和5年4月から個人情報保護法が地方公共団体に直接適用となることから、個人情報保護法で規定され条例等で重複する

規定は不要となるため、山元町個人情報保護条例等の関係例規や条項の改廃、個人情報保護施行条例の整理等が必要となることからということをも理由として制定されたと、制定でですね。ということですが、審査の際に、この一部改正の内容については確認されましたか。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この、一通りですね、この個人情報保護法の一部改正によりということで、個人情報保護に関する件は一通り担当課から説明をいただきました。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その内容について議論されたかと、あるいは検討された、その検討の中身。説明まで受けたのは、我々も説明受けてるんですが、その説明を受けてどのような対応がなされたかお伺いいたします。

7番（竹内和彦君）はい、議長。今回、この51号と52号については、上位法で決まったことに関しては従わざるを得ないということでありまして、今回この改正によりましてね、今回、会期中の審査ということでありまして、限られた時間ではありますが、この辺は審査を検討させていただきました。それで、総務民生委員会の総意ということで、可決すべきものと判断したものであります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その内容について、非常に重みのある中身だということについては、この間の議論の中でも示して指摘してきたつもりなわけですが。そして、提出され、資料提供された内容についてもある程度説明を受けて、その後、審査ということに、付託して審査という流れになってるんですが。じゃあ、その最初の提案されたときに出された質疑の中で出されたことについての検討というかは取り上げられましたか。

7番（竹内和彦君）はい、議長。当委員会の所管でありますので、当然これは検討させていただきました。それでこういう結論を出したということでありまして。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。中身について確認してるんです。例えば、見直し前、非識別加工情報、これが匿名加工情報になるというようなこと等とか、あと、見直し前は地方公共団体、地方自治体がそれぞれ条例化して、個人の情報を守る大きな役割を果たしてきたと。条例はですね。それがどのように変わったかということについても、どのように変わったと受け止められていますか。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この匿名加工情報の規定は、現行の条例にはこの規定はありません。当町は、この匿名加工情報の規定は義務がないと、義務化されていないということで、あくまで任意であるというためでありまして、条例施行時の導入は見送るということでありまして。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺の確認ということになりますとね、提案時の質問のときには、担当者が記憶にないという、記憶にないといいますかね、という、その時点では認識がないという答弁なされてるんです。であるから、それを受けて、その疑問に対して委員会としてはどのような審査をしたのかということをお聞きしてるわけですが、今のは、あとその条例のどうの義務化とかどうかっていうことではなくて、匿名加工情報っていうのは、基本的には国なんですけど、それを一本化した、一体化したことによって、地方自治体にも求めているという内容のものなんです。そして、しかしながら、それは今のところ、2県2市何だ……、義務づけをしているのは、県と政令指定都市には義務づけしていますが、末端、末端って、基礎的自治体って、地方には、その程の市町村には、まだその義務化っていうのはね、押しつけていないという中、しかしながら自主的

にやるところはやるとかやんねとかや、というような制度の中身だったかなというふうに思うわけですが。ですから、今のですね、この、ここにも書いてありますよ。個人情報の定義など、改正法の中の大きな中身の一つとして、個人情報の定義等を国、民間、地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化した。

これどういうことかという、これまたね、非常に大変な問題を抱えてる中身なんです、人の情報を勝手に加工して、加工したことによって非識別化っていうか、これ前のあいつなんだけども、誰だか分かんないように加工したから、んだからこういう加工したのを情報として提供していいですよという内容のものなんです。しかしながら、その識別つつかね、本当にそれが、で、保護されるかどうかということについては、まだまだこの不安要素があるということから、その押しつけられたって言ってあれかもしれないけども、国の指導によってつくれって言わっても、なかなかその考え、思案といえますかね、っていうところもあるというくらいの非常に重要な内容を持った情報なんです、その辺で、という形は、先ほどの委員会としてはちゃんとそれも議論して、問題は無いと。先ほどの答弁が正確かどうかっていうのはあろうかと思いますが、そういうふうにして議論して、この件については問題ないと、委員会としてはそういうふうな結論というふうにして受け止めていいんですか。

7 番（竹内和彦君）はい、議長。この件についてはですね、私、調べた範囲内ではありますが、匿名加工情報の規定そのものについての説明というのは、今回、担当課からの説明は受けておりません。担当課からの説明を求めます。

議長（岩佐哲也君）これはできません。委員長の段階で、責任で報告いただいて、今は委員長に対する質疑でございます。

7 番（竹内和彦君）はい、議長。この匿名加工情報の規定というのは、先ほど申しあげましたように、我々この末端の自治体には、これは任意ということになっております。特にこの義務化ということはありません。今回は、あくまで任意ということである。

それからですね、この匿名加工については、そういうことは我が町ではやっておりませんので、従来どおり黒塗りというふうな形で出るような形になろうかと思います。それでこの個人情報というのは守られるだろうと思います。以上です。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。委員会の審査の結果そうだというふうにして受け止めました。

あと、今ですね、今なぜこういうことを少しく話題にしてんのか、強調してんのかと言いますが、最近のですね、こういう情報を守られたというふうに言われるわけですが、実際に情報紛失・漏えいということで、これはマイナンバーですね、の場合に、5年間で3万5,000人分、企業あるいは行政から漏れたやつ、企業から漏れたやつ。簡単に漏れてるんです。この3万5,000人分というのが多いか少ないかということじゃなくてね。もう既にこの時期にこういった漏えい問題が生まれていると。こいつ河北新報で出した記事なんです。

そしてね、これが、この前も国保で確認したことなんだけども、さらに今度、国保健康保険証とか運転免許証とも一体化される、今後ですね、そのようなことが予定、想定されているときに、本当にこの情報の紛失・漏えいということは本当に固く守らなくちゃならない。そして、その際に、先ほども言いましたが、地方の条例では、明確にそのところを第1条で、その多くの条例の目的の、目的として、人権をね、重んじると

いうことを明確に示して、そして、今度その部分が一本化されることによって、国がですね、国はそこんとかかなり曖昧な形の表現にしているということがあって、その心配をしてるわけです。

そして、ですから、せっかく、そもそもね、一体化したことの背景には、国がもう改正して、大きな改正を一本化し、そして、国がその情報提供しやすくとかするためのほの大きな改正の目的なんです、その際に地方条例が邪魔になる。何で邪魔になるかっていうと、厳格に、明確にその部分は固く守ってっからなの。そして、それがね、それが各自治体によって違うみたいなんだ。いっぱいそれがまた、いろんな、もううんとすごく厳しいところがあったり、少し緩やかなところがあったりとかね。ということから、国が今後ほのせっかく情報公開法、これ、何だ、これを、個人情報保護法で一本化して使いやすくしようとしても、その部分が邪魔になっからっつうようなことで、その部分はみんな吸い上げて、そして、そのために情報を廃止したと、諸法のね、情報保護条例を廃止したっていうのが大きな流れで、何がっつうのはもう、国が私たちの情報を使いやすくするために、で、国のほうでは情報提供ですからね、目的は。そして、それをいろいろ経済の、っていうのが目的の一つに挙げているのかも分かんないんだけど。

そういうことのために我々の情報が、そして、地方自治体にはもう本当にその情報の倉庫っつうか宝っつうかね。医療関係から何関係から、住民の皆さんの全ての個人情報が集まっているところなんだそうです、地方自治体はね。それを一気にこの国は手にして、それを自由に使えるというのが情報公開法、個人情報保護法の大きな中身というふうに伝えられているもんだから、心配して一つ一つ確認をしてきたんですが。

じゃあ、そういう意味で、じゃあその個人情報の保護を守るための施策、対策ということは、そういう背景の中で、その辺の審査は行われたのか、確認を行われたのか、伺います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。様々なね、その辺のことはあろうかと思いますが、この個人情報、今回の、個人情報を守るため、今回の新規条例というふうになったというふう解釈しております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、それが不安だから確認してるんですが、それをその、んでは、守る、完璧に守ることができるということの根拠はどこで確認されますか。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この辺の根拠と言われましても、なかなかその辺の根拠というのは難しい表現でありますけれども、今回はこういった個人情報保護に関する法律施行条例が必要だと、制定する必要があるということと、なおかつ、この個人情報保護審査会条例も制定する必要があるということで、この2つのまず51号、52号、これについては、当委員会で検討して、これは可決すべきものと判断したものであります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。可決すべきものとしたのはあくまでも結果で、その結果に至るところの疑問を確認しているんですが。なかなか明快な私が求める答弁にはなっていないようです。

といいますのも、大変です、確かにね。こんな重要なことをね、9月に、あ、10月、12月に提案しなくちゃならない。そして、それを受けて審査するほうもですよ。こんな、で、これ、この内容、この内容のものが、ほかの自治体では、素案作成する際に、まずは町民の意見を聞いている、市民の意見を聞いて、そして、その意見も聞きながら成

案として出して、我々に提案しているというのが普通、あの、進め方だと、になってるんですが、この町はその辺はちょっと抜けてたんでないか。この前のときもちょっと確認したつもりなんだけど、その辺は多分なかったと思いますね、確認したとき。ということになつとね、ますますその道を踏まえて、そして確認するところ、チェックするところがね、なくて、いきなりこう出されるという流れの中の今なんです。と、私たちもね、正直言つて、この、私は、これは多分もう継続審査して、3月に、の結論を出すんだらうなと思っていました。勝手に思っていました。そして急に出される。そして、私はその中で、自分の疑問をそういった流れの中で確認していこうかというふうなつもりで。んだから、その際に傍聴でもしてですね、ということで、そして私も、そのうちもう、その中でっていうか、それなりの理解を深める、早めるというようなことでいたんですが。まあそんなこともできなくなりました。つうのは、私、私自身、そして、私が質問してんのは、私も分かんないから、んだから確認の意味でやってるんですが。その疑問に対して何も問題はないという結論を出されて、多分、私もそう思います、そんなに大きなね。でもやっぱし、こうした大きな新規条例、大きく流れを変えるようなこの制度の内容、改正の内容になっているというふうな受け止めていた中での質疑なんで。

ということで、もう今日ここで決まるんだからわ、その後の対応ですね、きちっと本当に決めたと企画したった、そういう間違いのないように。そして、多分いろいろ中身もね、今度分かっていく中で、執行者っていうかね、町のほうでもね、いろいろ苦慮するところがね、生まれてくんなのかなというふうなことも見えるところもあるんですが、これにつきましては、本当にこう、正確な情報、情報、そしてきちっとした形での対応が図りながら、本当に漏れないようにね、個人情報、個人情報をね、守る、個人の情報を守るということに対応していただきたいということを述べて終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第51号の討論を行います。—— 討論はありませんか。51号の討論ですね。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第51号山元町個人情報の保護に関する法律施行条例を採択します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第52号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第52号山元町情報公開・個人情報保護審査会条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第53号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第53号山元町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第31. 委発第2号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。総務民生常任委員会委員長竹内和彦君登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長、。インボイス制度の実施延期を求める意見書について。

まずは提案理由であります。コロナ禍である現状において地域経済は疲弊しており、中小事業者及び個人事業者の経営難が続く中、インボイス制度に対応できる状況にないことから、インボイス制度の実施を延期することを強く要望するものであります。

インボイス制度の実施延期を求める意見書ということで、読み上げますが、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況の中で、中小事業者及び個人事業者の経営難が続く中、令和5年10月からインボイス制度の実施に向け、インボイス発行事業者の登録が令和3年10月から既に始まっております。

この制度は、年間売上げ1,000万以下の消費税免税事業者を取引から排除しかねないものであり、シルバー人材センター会員、農業者、フリーランスを含めた中小零細事業者、個人事業者の約1,000万人が課税事業者となって消費税を負担するか、消費税分の値引きを受け入れるかの選択を迫られることになり、免税事業者のままでは、最悪の場合、取引を断られる場合も想定される。このように、この制度は、これまでの

事業者間の慣行を壊し、免税事業者制度を実質的に廃止するものであります。

コロナ禍である現状において地域経済は疲弊しており、とりわけ中小事業者及び個人事業主の経営危機は深刻であり、インボイス制度に対応できる状況にはない。コロナ禍を克服した後、地域経済を活性化させるために、地域に根差して活動している中小事業者及び個人事業主の存在は不可欠であります。

このことから、国に対し下記について要望する。

一つ、インボイス制度の実施を延期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣であります。

以上。

山元町議会議長岩佐哲也殿。

提出者、総務民生常任委員会委員長竹内和彦であります。

以上であります。

---

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、委発第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書を採決します。

お諮りします。

総務民生常任委員会から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

委発第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第32. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調



査に付することに決定いたしました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第33. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定しました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第34. 委員会審査期限延期の件を議題とします。

議案第54号の審査については、総務民生常任委員会に審査を付託し、今会期中に審査を完了するよう期限をつけましたが、総務民生常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第45条第2項の規定により、お手元に配布のとおり、審査期限延期要求書が提出されております。

お諮りします。

総務民生常任委員会委員長からの要求のとおり、次回定例会令和5年第1回山元町議会定例会まで審査期限を延期することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

総務民生常任委員会委員長からの要求のとおり議案第54号山元町環境等再生エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の審査については、その審査期限を次回定例会令和5年第1回山元町議会定例会まで延期することに決定いたしました。

---

議長（岩佐哲也君）これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回山元町議会定例会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午後2時16分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長桔梗俊幸の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---